

平成25年10月16日（水）

犯罪や交通事故の起きにくい
社会づくりに関する協定
(資 料)

宮崎県警察本部
生活安全部
生活安全企画課

会 次 第

日時：平成25年10月16日（水）

場所：宮崎県警察本部 9階大会議室

- 1 開 会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11:00
- 2 協定書の趣旨説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11:02～11:05
- 3 協定書の確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11:05～11:10
- 4 協定書の調印・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11:10～11:20
- 5 生活安全部長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11:20～11:25
- 6 協定締結者代表あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11:25～11:30
- 7 犯罪情勢説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11:30～11:35
- 8 閉会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11:35

出席者名簿

(敬称略)

【一般社団法人宮崎県バス協会】

役	職	氏	名
会	長	菊池	克頼
専務	理事	中園	雅夫

【一般社団法人宮崎県トラック協会】

役	職	氏	名
会	長	草水	正義
専務	理事	野中	秋芳

【一般社団法人宮崎県タクシー協会】

役	職	氏	名
会	長	工藤	龍一
専務	理事	黒木	勝博

【宮崎県警察本部】

役	職	氏	名
生活安全部長		深田	周作
生活安全部参事官兼生活安全企画課長		内山	義和
刑事部参事官兼刑事企画課長		西	福一
交通部参事官兼交通企画課長		小山	敏隆
生活安全企画課指導官		木室	克久
地域安全補佐		坂本	洋一
刑事企画補佐		後藤	泰三
交通事故事件補佐		岩田	浩幸

配 席 表

トラック協会会長
 一般社団法人宮崎県
 生活安全部長
 宮崎県警察本部
 バス協会会長
 一般社団法人宮崎県
 タクシー協会会長
 一般社団法人宮崎県

--	--

【協会関係者】

バス協会
 専務理事
 トラック協会
 専務理事
 タクシー協会
 専務理事

--	--

【警察】

生活安全部参事官	刑事部補佐
刑事部参事官	交通部補佐
交通部参事官	生安部補佐
生活安全部指導官	司 会

【警察】

--	--	--

--	--	--

--	--	--

報 道 関 係

犯罪や交通事故の起きにくい
社会づくりに関する協定書

平成25年10月16日

一般社団法人宮崎県バス協会

一般社団法人宮崎県トラック協会

一般社団法人宮崎県タクシー協会

宮 崎 県 警 察 本 部

犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定書

一般社団法人宮崎県バス協会（以下「甲」という。）、一般社団法人宮崎県トラック協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人宮崎県タクシー協会（以下「丙」という。）並びに宮崎県警察本部（以下「丁」という。）は、犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりを実現するため次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲、乙、丙及び丁の相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりの実現を目指すことを目的とする。

（協定の内容）

第2条 甲、乙及び丙は、各協会会員たる事業所及びその従業員に対し、日常の業務を通じた次の取組について理解を得るよう努めるものとする。

- (1) 事件・事故を認めた場合には、直ちに警察等の関係機関に通報すること。
- (2) 危険に遭遇し保護を求める者、事件・事故等の被害者又は傷病者を発見した場合には、これを積極的に保護すること。
- (3) 前号に規定する事案に対し、丁から協力依頼があった場合は、ドライブレコーダーの情報を提供すること。
- (4) 事業用車両へのドライブレコーダー設置を促進すること。

2 ドライブレコーダー情報の提供は、別紙運用要領に基づくものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲、乙及び丙は、この協定の運用に際して知り得た個人情報等を漏らしてはならない。

（支援等）

第4条 丁は、第2条に定める甲、乙及び丙の活動に資するため、犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する情報提供等を行うものとする。

(協議)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを決定するものとする。

(効力等)

第6条 この協定の効力は、締結の日から起算して1年とし、甲、乙、丙及び丁のいずれからも異議の申出がない限り、自動更新されるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を4通作成し、甲、乙、丙及び丁が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年10月16日

甲 一般社団法人宮崎県バス協会

会 長

乙 一般社団法人宮崎県トラック協会

会 長

丙 一般社団法人宮崎県タクシー協会

会 長

丁 宮崎県警察本部生活安全部長

警視正

ドライブレコーダー情報提供運用要領

1 趣旨

本要領は、「犯罪や交通事故の起きにくい社会づくりに関する協定書」第2条第2項に定めるドライブレコーダー情報の提供に係る事項を定めるものとする。

2 提供の対象となるドライブレコーダー情報

提供の対象となるドライブレコーダー情報は、犯罪や交通事故の捜査に関する情報のほか、犯罪や交通事故の発生又はその前兆となる不審者、不審車両や負傷者・迷い子・行方不明者など危険に遭遇し保護を求める者に関する情報とする。

3 具体的要領

(1) 提供依頼

警察署長等（交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長を含む。以下同じ。）は、犯罪や交通事故等の発生に際し、ドライブレコーダー情報が必要と認められるときは、捜査関係事項照会書により、本協定にかかる各協会会員たる事業所（以下「事業所」という。）に情報提供を依頼するものとする。

(2) 閲覧要請

警察署長等は、事件・事故の発生に際し、必要に応じて、事業所に対してドライブレコーダー情報の閲覧を要請することができる。

(3) 保存依頼

警察署長等は、ドライブレコーダー情報の提供を受けるに際し、当該情報の提供を依頼するまでの間、データの保存が必要な場合は、事業所に対して当該データの保存を依頼することができる。

4 連絡責任者

本要領の運用に際し疑義が生じたときは、

甲：一般社団法人宮崎県バス協会専務理事

乙：一般社団法人宮崎県トラック協会専務理事

丙：一般社団法人宮崎県タクシー協会専務理事

丁：宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課地域安全補佐
同刑事部刑事企画課企画担当補佐

同交通部交通指導課事故事件担当補佐

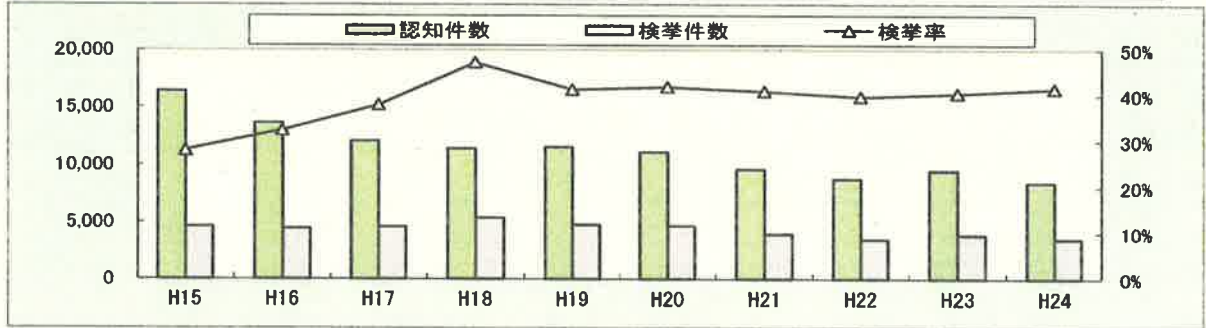
を連絡責任者に指定して、甲、乙、丙及び丁が協議の上、これを決定するものとする。

5 その他

本要領の運用に支障が生じた場合は、甲、乙、丙及び丁の協議により解決するものとする。

1 宮崎県における過去10年間の刑法犯推移（確定値）※H14認知件数17,703件（戦後最多）

区 分	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
認知件数	16,389	13,610	12,030	11,352	11,498	11,105	9,602	8,750	9,490	8,428
検挙件数	4,606	4,412	4,568	5,359	4,750	4,652	3,932	3,476	3,838	3,497
検挙率(%)	28.1%	32.4%	38.0%	47.2%	41.3%	41.9%	40.9%	39.7%	40.4%	41.5%



2 平成25年の刑法犯推移（暫定値）

(1) 平成25年9月末の現況

区 分	認知件数	検挙件数	検挙率(%)
H25. 9末	5,730	1,961	34.2
H24. 9末	6,362	2,463	38.7
増 減	-632	-502	-4.5 P

(2) 罪種別

区 分	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他	計
H25. 9末	13	303	4,431	231	33	719	5,730
H24. 9末	25	313	4,947	242	54	781	6,362
増 減	-12	-10	-516	-11	-21	-62	-632

(3) 窃盗犯の主な増減（県民に身近な犯罪）

区 分	H25. 9末	H24. 9末	増 減	
窃 盗 犯	4,431	4,947	-516	
増	出店荒し	84	52	+32
	忍込み	56	32	+24
	脱衣場ねらい	22	7	+15
減	自転車盗	1,529	1,668	-139
	車上ねらい	425	491	-66
	万引き	699	749	-50

平成25年9月末の万引き検挙人員540人

【年齢別】

14歳～19歳	89人(16.5%)
20歳～29歳	24人(4.4%)
30歳～39歳	51人(9.4%)
40歳～49歳	52人(9.6%)
50歳～59歳	63人(11.7%)
60歳～69歳	98人(18.2%)
70歳～79歳	109人(20.2%)
80歳以上	54人(10.0%)

刑法犯の認知件数は、平成21年以降1万件以下で推移していることから、これを維持するとともに、本年は、県民が不安に感じる犯罪である、「子ども・女性対象のわいせつ犯罪」「住宅対象の侵入窃盗犯罪」について、関係機関・団体や地域住民の皆様と連携協働して抑止対策を推進しています。



平成25年 9月20日



地域安全情報

(犯罪の起きにくい社会づくりのために)

発信者：宮崎県警察本部生活安全企画課
(代) 0985-31-0110

全国地域安全運動

期間：10月11日から10月20日

平成25年「全国地域安全運動」が実施され、期間中、様々な取組が各地域で行われます。

その一つに、地域安全にたずさわっておられる皆様が一堂に会し、「安全で安心なまちづくり県民のつどい」が開催予定となっています。

入場無料で、どなたでも参加することができます。

開催日時：平成25年10月18日（金曜）

13:30～15:40（開場13:00）

開催場所：メディキット県民文化センター演劇ホール（県立芸術劇場）
宮崎市船塚3丁目210【電話：0985-28-3210】



第1部 式典

- 安全で安心なまちづくり知事奨励賞
- 防犯功労者及び防犯功労団体表彰
- 暴力追放功労者及び暴力追放功労団体表彰
- 全国地域安全運動ポスター・標語入選者表彰



第2部 講演

【テーマ】

「犯罪のない安全で安心なふるさと宮崎を実現するためには」
～原点をふり返る～

講師：初鹿野 聡 氏（NPO法人ハートム理事長）



第3部 アトラクション

- 宮崎県警察音楽隊（カラーガード隊）演奏
- みやざき犬・みやけいちゃん出演



平成25年10月3日(木)

速報

自動二輪車の 死亡事故連続発生

- ① 10月3日 午前8時35分ころ(延岡市, 県道)
自動二輪車(39歳男性運転)が、左カーブで対向車両に衝突
- ② 10月2日 午後10時45分ころ(西都市, 国道219号)
自動二輪車(25歳男性運転)が、右カーブで左側のガードレール等に衝突(単独事故)
- ③ 9月16日 午前1時10分ころ(日向市東郷町, 国道327号)
自動二輪車(20歳男性運転)が、右カーブで左側のガードパイプ等に衝突(単独事故)

事故の特徴

- 緩やかなカーブで発生
- 道幅の広い国道と県道で発生
- 3件中2件が夜間に発生



自動二輪車を運転する皆さんにお願い

- ☆ カーブ手前では十分に速度を落として走行しましょう。
- ☆ 走行中は運転に集中し、前方の道路状況や車両、歩行者の動きに注意して運転しましょう。
- ☆ 夜間はスピードを控えめにし、道路状況を十分に確認して運転しましょう。
- ☆ 二輪車は不安定で転倒しやすく、大きな事故につながりやすいので、防衛運転に努めましょう。

宮崎県警察本部

【メモ】